

第1章 青少年の薬物乱用防止のための効果的対策の検討

第1章 青少年の薬物乱用防止のための効果的対策の検討

本章では、インターネットを利用したアンケート調査、参考人ヒアリング結果をもとに、青少年の薬物乱用防止のための効果的対策について検討する。第1節では、まず、政府が主体となり推進している青少年の薬物乱用防止に関する取組の現状について整理する。第2節ではインターネットを利用した調査結果をもとに薬物についての意識や実態、薬物乱用防止教育・啓発の現状や影響についてまとめる。第3節では調査で寄せられた効果的な薬物乱用防止教育についての意見や、青少年の薬物乱用防止のための支援及び対策に関する意見をまとめる。第4節では青少年の薬物乱用防止活動に取組む参考人ヒアリング調査の結果をまとめる。第5節では、第1節から第4節までの記載を踏まえ、企画分析会議で議論された青少年の薬物乱用防止のための効果的対策をまとめる。第6節では、企画分析会議の委員が、調査結果やそれぞれの専門的見地をもとに、青少年の薬物乱用防止のための効果的対策についての所見を述べる。

第1節 政府における青少年の薬物乱用防止に関する取組の現状

1. 薬物乱用対策推進本部（現：薬物乱用対策推進会議）における戦略策定

薬物乱用対策推進本部による決定		青少年に係る主な目標
1	薬物乱用防止五か年戦略 平成10年5月策定	中・高校生を中心に薬物乱用の危険性を啓発し、青少年の薬物乱用傾向を阻止する。
2	薬物乱用防止新五か年戦略 平成15年7月策定	中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。
3	第三次薬物乱用防止五か年戦略 平成20年8月策定	青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

2. 第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ

続いて、「第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ（平成21年8月20日薬物乱用対策推進会議資料）」の『目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上』における施策を中心に、政府が実施する主な青少年の薬物乱用防止対策を整理する。

1 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化

(1) 学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実強化

〔文部科学省の取組〕

従来より、薬物乱用による健康や社会的な影響を重視する立場から、学校教育を中心に薬物乱用防止教育の充実を図っている。薬物乱用防止教育については、平成14年度から完全実施された学習指導要領（平成12年告示）において、新たに小学校の教科『体育』（保健領域）においても薬物乱用防止に関する指導を行うことを明記するとともに、中学校及び高等学校においてもその指導内容（中学校『保健体育』の保健分野、高等学校『保健体育』の「科目保健」）の充実を図っている。なお、平成21年3月に改訂された高等学校学習指導要領「保健体育」において、現行の麻薬、覚せい剤に加え、新たに大麻を扱うものとし、大麻の有害性・危険性に関する指導の充実を図ることとした。

（参考）履修内容 ＊学習指導要領及び学習指導要領解説の該当箇所より抜粋

●小学校（第5学年及び第6学年）の内容

病気の予防 エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

(イ) 薬物乱用 シンナーなどの有機溶剤を取り上げ、一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにする。なお、薬物の乱用は法律で厳しく規制されていることにも触れるようにする。

●中学校の内容

健康な生活と疾病の予防 ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

(ウ) 薬物乱用と健康 薬物乱用については、覚せい剤や大麻を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った激しい急性の錯乱状態や急死などを引き起こすこと、薬物の連用により依存症状が現れ、中断すると精神や身体に苦痛を感じるようになるなど様々な障害が起きることを理解できるようにする。

また、薬物乱用は、個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく、社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため、暴力、性的非行、犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解できるようにする。喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、好奇心、なげやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手のし易さなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにする。

（参考）薬物乱用防止教育の指導の機会

体育（保健領域又は保健分野）、道徳、特別活動（学級活動、学校行事、健康安全、体育的行事）、総合的な学習

<p>(2) 薬物乱用防止教室の充実強化 〔文部科学省、警察庁、厚生労働省、財務省の取組〕</p> <p>すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めている。</p> <p>また、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等による講師協力、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカーの活用などによる、薬物乱用防止教室の指導効果の向上が図られている。</p>
<p>(3) 薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等の作成・配布、活用促進 〔文部科学省、警察庁、厚生労働省の取組〕</p> <p>文部科学省は、薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説した小学生、中学生及び高校生用の啓発教材を作成し、全ての小学5年生、中学1年生及び高校1年生に配布。また、地方公共団体において、作成・配付した教材等の活用促進を指導するとともに、文部科学省ホームページに掲載し周知に努めている。</p> <p>警察庁は、薬物乱用防止に関する啓発活動を効果的に行うため、リーフレット、パンフレット等を作成し、教育委員会、学校関係者等に配布している。</p> <p>厚生労働省は、薬物乱用防止啓発読本を作成して、全小学6年生保護者及び全中学1年生に配布し、薬物乱用による健康被害や危険性についての理解の促進を図るとともに、作成した啓発資料を厚生労働省ホームページに掲載し周知に努めている。</p>
<p>(4) 教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する研修機会の拡充 〔文部科学省、警察庁、厚生労働省の取組〕</p> <p>教員や薬物乱用防止教室の指導者（警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等）への講習会・研修会を開催し、効果的な実践のための指導の充実や薬物乱用防止教室等における指導者の資質の向上を図っている。</p>
<p>(5) 大学生等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の強化 〔文部科学省、警察庁、厚生労働省の取組〕</p> <p>入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ、学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう要請し、大学と連携して薬物乱用防止広報啓発活動を実施するとともに、大学生等を対象とした啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」(文部科学省のホームページでも公開)を作成し、全ての大学新1年生に配布している。</p>
<p>2 有職・無職少年に対する啓発の強化</p>
<p>(1) 労働関係機関・青少年労働関係団体等による啓発の充実 〔厚生労働省の取組〕</p> <p>労働関係機関・青少年労働関係団体等に薬物乱用防止啓発読本を配付し、未成年労働者等を対象とした啓発活動を実施している。</p>

(2) 街頭キャンペーン等による啓発の充実

〔厚生労働省、警察庁の取組〕

関係機関・団体、ボランティア等とともに、全国の駅前や繁華街等で少年の薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施したり、主要7都市における薬物乱用防止運動の実施、各種媒体を活用した広報活動の展開、薬物乱用防止キャラバンカーの巡回等により、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図っている。

3 地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化

(1) 少年やその保護者等を対象とした薬物乱用防止に関する啓発

〔厚生労働省、警察庁の取組〕

薬物乱用防止指導員協議会が主体となり、全国6カ所において小・中・高校生やその保護者世代を対象とした、地域における薬物乱用防止についての対話集会の開催や、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターを通じて、ポスター、パンフレット等各種資材の作成、啓発用インターネットホームページ、薬物乱用防止キャラバンカーの運行、地域における対話集会や各種キャンペーンの実施等、官民一体となった啓発活動を展開している。また、前述1-(3)の家庭における薬物乱用防止教育を企図した保護者用の啓発資料の配布や、前述2-(2)の通り薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施している。

(2) 薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請

〔警察庁の取組〕

少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して、不良行為少年等の発見時の速やかな通報を依頼したり、関係機関と連携して補導活動を実施している。

(3) 各種ボランティア団体との連携強化

〔厚生労働省の取組〕

各種ボランティア団体が主催する薬物乱用防止に関する講習会等について、講師の派遣や後援として連携を図るとともに、啓発読本等の提供を行っている。

4 広報啓発活動の強化

(1) 薬物乱用防止に関する広報啓発活動の推進

〔文部科学省、警察庁、法務省、厚生労働省の取組〕

小・中・高校生を対象とした薬物乱用防止に関するポスター等の募集や各高校へのポスター配布、街頭キャンペーンや地域での対話集会、各種政府広報・街頭ビジョン・インターネット等の多種多様な媒体を利用した広報啓発活動を展開している。また、各種薬物乱用に係る相談窓口の周知に努めている。なお、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる広報活動は、前述3-(1)の通りである。

(2) 青少年及び青少年育成関係者への広報啓発活動の推進

〔厚生労働省、警察庁、内閣府の取組〕

「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」(平成21年10～11月)、「不正大麻・けし撲滅運動」(平成21年5～6月)、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」(平成21年6月20日～7月19日)、「薬

物乱用防止広報強化期間」(平成21年6～7月)等での、ポスターの掲示、リーフレット等啓発資材の配付、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、街頭ビジョン等、多様な広報媒体を活用した広報啓発活動を積極的に展開したり、「全国青少年健全育成強調月間」(平成20年11月)及び「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(平成21年7月)において、学校等の関係機関や関係民間団体、地域住民等が連携して、青少年の薬物乱用防止活動を推進している。

5 関係機関による相談体制の構築

(1) 相談機関間の連携強化

[厚生労働省の取組]

麻薬中毒相談員、保護司、麻薬取締官、都道府県麻薬取締員、医療関係者、各自治体担当職員、保護観察官、警察官等が出席して「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックで開催した。

(2) 相談窓口の周知

[法務省の取組]

少年鑑別所における「一般少年鑑別」を紹介するパンフレットを配布したり、その利用の促進を図っている。

[厚生労働省の取組]

麻薬取締部、各都道府県(薬務主管課)、保健所及び精神保健福祉センターにおける薬物相談窓口の情報について、リーフレットや薬物乱用防止啓発読本、インターネットホームページ等で紹介し、その利用を呼びかけている。

なお、「第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ」では『目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上』への施策の評価として、以下のとおりまとめている。

過去10年間の薬物事犯の犯罪少年の検挙・補導人員の推移をみる限り、特に覚せい剤及びシンナー等有機溶剤事犯の減少などから薬物乱用防止教室の開催や街頭補導活動の強化といった取組が一定の成果を上げているものと認められるが、大麻及びMDMA等合成麻薬事犯では増加傾向であることから今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用防止の根絶及び薬物乱用を拒絶する意識の向上のために以下の取組の一層の充実に努める必要がある。

- 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実の強化については、今後ともすべての高等学校及び中学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、小学校においても薬物乱用防止教室の開催の一層の推進に努める必要がある。また、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修の機会の充実や、児童生徒用教材及び教師用指導資料の充実に引き続き努める必要がある。
- 広報啓発活動については、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等についての国民の理解を更に深めても

らうための効果的な広報のあり方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。大麻については、有害性等の正しい知識の啓発につき、引き続き実施する必要がある。

- 関係機関等による相談体制については、地域住民の相談に的確かつ素早く対応するため、より充実した相談体制を構築する必要がある。
- 街頭補導活動の強化とその協力体制の整備については、外国人薬物密売組織に対して、密売多発地区における集中的な取締り等に努めた結果、街頭での公然、無差別な密売はみられなくなったものの、引き続き、薬物乱用少年の早期発見・補導を行う必要がある。

また、同フォローアップの他の目標項目から、主な青少年に関係する対策を抜粋した。

目標2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化

少年の再乱用防止対策の充実強化

〔厚生労働省の取組〕

全国の児童自立支援施設に、増刷した「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）を配布している。

〔警察庁の取組〕

少年による薬物の再乱用を防止するため、関係機関との連携を図り、薬物乱用少年に対する継続補導等のフォローアップを実施した。

目標3 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

(1) 末端乱用者に対する取締りの徹底

〔警察庁・厚生労働省の取組〕

大麻の取締り方策に関する検討を踏まえ、インターネットを利用した大麻種子の販売事犯につき、都道府県警察と麻薬取締部との合同捜査を実施する等連携の上、大麻種子購入者を検挙したほか、大麻栽培のほう助で大麻種子販売者を検挙した。大麻の不正栽培につき、予備罪の適用、関税法の適用等、若年層への乱用拡大が見られる大麻事犯について現行法の規定を最大限活用して対応した。

(2) 多様化する薬物への対応

〔警察庁の取組〕

大麻の検挙人員及び押収量が増加傾向にあることから、その取締りを強化するとともに、啓発用のリーフレット等において、MDMA等錠剤型合成麻薬・大麻等に関する情報を盛り込み新たな薬物の乱用拡大を防止するための啓発を行った。

〔厚生労働省の取組〕

インターネットの監視や製品の買上検査を通じて違法ドラッグの把握に努め、平成20年12月、新たに6物質を指定薬物に指定した。